



2013年5月10日

各位

会社名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 岩本 敏男
(コード:9613 東証第1部)
問合せ先 IR・ファイナンス室長 日下部 啓介
(TEL. 03-5546-9962)

定款一部変更に関するお知らせ

株式会社NTTデータは、平成25年5月10日開催の取締役会において、下記のとおり平成25年6月19日開催予定の当社第25回定時株主総会に「定款一部変更の件」を議案として付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の内容について

(1) 単元未満株式に関する規定の新設

株式の分割及び単元株制度の採用^{*}に伴い、単元未満株式についての権利に関する条文を新設するものです。具体的な変更内容は別紙のとおりです。

※平成19年11月に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨を踏まえ、平成25年5月8日開催の取締役会において、当社株式1株を100株に分割するとともに、100株を1単元とする単元株制度を採用することについて決議いたしました。詳細については、同日公表の「株式分割、単元株制度の採用及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

平成25年6月19日(水)

(2) 定款変更の効力発生日

平成25年10月1日(火)

以上

(下線は本議案の決議に係る変更部分を示します。)

現行定款	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、1,122万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、11億2,200万株とする。
(新設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。
(新設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第8条～第31条 (条文省略)	第 <u>10</u> 条～第 <u>33</u> 条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 第1条 第6条の変更、第8条 <u>及び第9条</u> の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年10月1日とする。 第2条 本附則は、前条の効力発生日をもって削るものとする。

(注) 上記定款変更案記載の第6条及び第8条につきましては、平成25年5月8日の取締役会において決議しており、平成25年10月1日を効力発生日としております。

以上

本件に関するお問い合わせ先

株式会社 NTT データ

広報部

TEL:03-5546-8051